

# 情報銀行認定制度の課題と今後の取組

---

2022年10月  
総務省情報流通行政局  
地域通信振興課  
デジタル経済推進室

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」第19回（2021年8月20日） 資料19-5より

## 1. 健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱い

- 健康・医療分野の要配慮個人情報に関し、本人に明示的に開示・説明されており利用者個人が十分に理解している医療情報（レベル2情報）の取扱いについて、PHRの検討状況と整合を図りながら、認定指針の改定に向けて対象情報や同意・審査要件等の検討を進める。

2022年度中に検討を実施  
※別途説明

## 2. 個人を起点にしたデータポータビリティの推進

- 情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等が保有する個人情報を開示請求することにより利用者個人のデータを取得し、情報銀行をハブとしたデータの移転・利用を可能とすることで、より個人に適したサービスの提供や簡便な乗換え等の実現が期待される。これらの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーム等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等について検討を進める。

予算事業により  
調査・検討を実施  
※別途説明

## 3. 準公共分野のプラットフォーム・地方公共団体との連携

- パーソナルデータの取扱いが課題となる健康・医療・介護、教育、防災といった準公共分野におけるプラットフォームの構築に関し、これらの分野の主要なデータホルダーであり、データを活用した地域課題の解決や住民サービス向上の主体でもある地方公共団体と情報銀行とのデータ連携の在り方や、教育分野における学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築における情報銀行の活用の在り方について検討を進める。

## 4. 情報銀行におけるプロファイリングの取扱い

- 情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて、有識者及び事業者ヒアリングを通じて議論を深め、論点を整理し、その結果を踏まえて認定指針の改定など必要な対応を進める。

2021年度中に議論  
認定指針を改定済（ver2.2）

## 【認定事業者から】

- 情報銀行で要配慮個人情報を取り扱うニーズは高い。
- 要配慮個人情報を取り扱えないため認定取得を躊躇した事業者がある。
- 要配慮個人情報の取扱いができないことが、実験的なサービス開発の制約となっている。
- 要配慮個人情報が使えるようになれば健診情報等を連携することを考えているため、早期に指針上取扱いを認めてほしい。

## 【パブリックコメント※から】

※「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.2（案）」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理（案）」に対する意見募集（2022年4月27日～5月26日実施）

「本指針案の9頁では、健康・医療分野の個人情報のうち「要配慮個人情報に該当しない」情報が取扱可能とされているが、健康・医療分野で取り扱う個人情報の多くは要配慮個人情報を含むため、多くの事業が認定の対象外となる。

健康・医療分野における情報銀行の活用を本人が納得する形で促進できるよう、要配慮個人情報の取扱いについて早急に議論し結論を得るべき。」

意見提出者：一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部データ戦略WG

- 令和元年10月に公表された「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.0」において、要配慮個人情報は対象外とされたが、利用者個人や社会のために情報銀行で活用するニーズが高いとの意見により、検討を継続。
- 健康・医療分野の情報は、利用者個人が情報自体の意味、その情報から推定され得るリスクや利用者個人以外への影響等を十分に理解していないことが多く、その特殊性から、情報銀行での取扱いは、利用者個人に明示的に開示・説明され、十分に理解している情報であることが必要。
- 令和2年度に、情報銀行で取り扱う情報として健康・医療分野の情報のレベル区分の整理や考え方等の検討を進め、健康・医療分野のうち要配慮個人情報に該当しない個人情報の取扱いが可能となるよう、令和3年8月に「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」を改定。
- 令和3年度の情報信託機能活用促進事業において、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の活用につき、活用ニーズの高い地域にてユースケースを想定し机上検討を実施。要配慮個人情報に該当する情報の取扱いにつき、有識者の意見を参考に、対象情報や同意・審査要件等を整理。



**これまでの検討や、令和3年度事業の成果を踏まえ、  
健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、令和4年度に検討。**

## ●「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.2（令和4年6月改定） 抜粋

### Ⅱ 適用範囲

#### 1 本指針の基本的な運用について

##### (3) 本指針の対象とする事業における個人情報の範囲

- ・本指針では、情報銀行が利用者個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としない。

#### 3 本指針の対象とするサービス

##### (2) 事業で扱うデータの種類

(略)

- ・本指針が認定の対象とする事業において取扱可能である個人情報には、要配慮個人情報に含まない。なお、健康・医療分野の個人情報のうち、次に記載する情報は、要配慮個人情報に該当しないことから取扱可能である。
- ・利用者個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報であつて、例えば以下のもの（本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まない）。

## ●個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二 （略）

2 （略）

3 この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～10 （略）

## ●個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四・五 （略）

# 情報銀行で取扱う健康・医療分野の情報のレベル区分

- ◆「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」への改定（令和3年8月）に向けた議論の際に、情報銀行で取り扱う情報として健康・医療分野の情報のレベル区分を以下のとおり整理。

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	利用者個人の同意を必要とせずに取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データ</li> <li>・匿名加工情報</li> </ul>
レベル1	利用者個人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報<sup>※</sup></li> </ul> <small>※例えば、利用者個人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない</small> <p>【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍等のバイタルデータ</p>
レベル2	利用者個人の同意と医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者個人に明示的に開示・説明されており、利用者個人が十分に理解している医療情報</li> </ul> <p>【例】法定健診項目（既往歴含む）、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品等</p>
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2情報に含まれない情報</li> </ul> <p>【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報等</p>

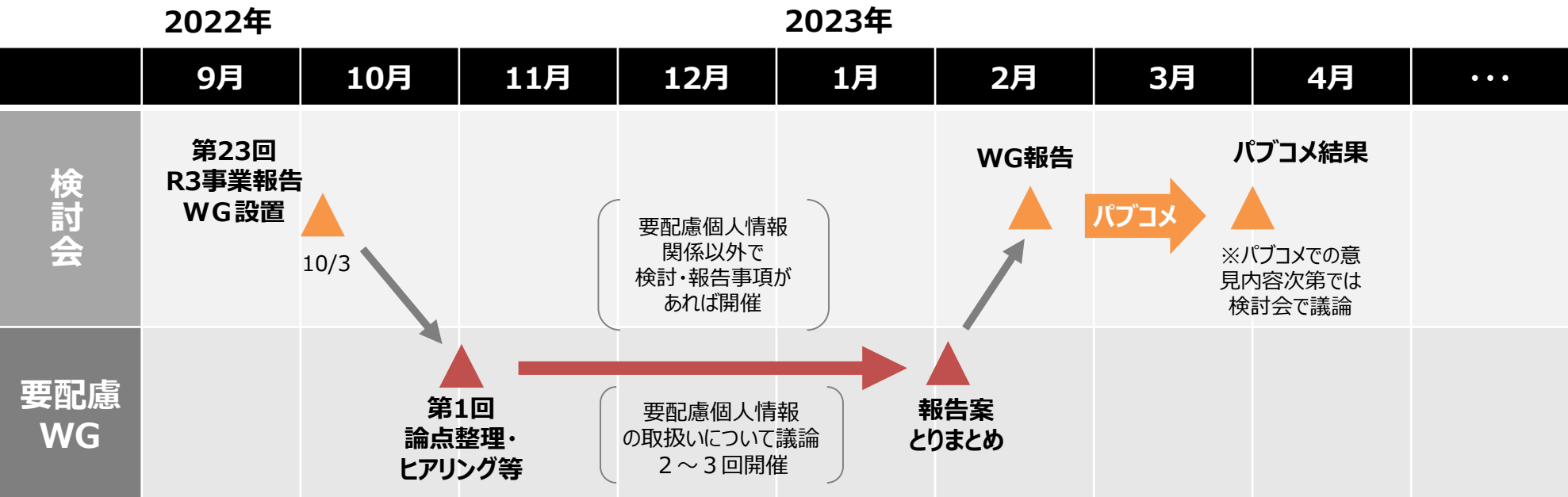
現行の指針  
に記載

今後議論  
する範囲



- これまでの検討を踏まえ、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、**令和4年度中を目途に結論を得ることを目標**に、検討を行う。
- 具体的に議論する場として「**要配慮個人情報WG（仮）**」を別途立ち上げることをしたい。WGでは、有識者のプレゼンや事業者からのヒアリング等を実施しつつ、取り扱う場合の要件等を議論し、最終的に検討会に報告する。
- また、WGは健康・医療分野の専門家を構成員に含めるとともに、同分野に関わる関係省庁にもオブザーバー参加いただき、連携しながら検討を進める。

## 検討スケジュール案





## WG構成員候補（案）

氏名	所属等	備考
(主査) 森 亮二	英知法律事務所 弁護士	・検討会構成員 ・令和3年度事業 有識者会議
高口 鉄平	静岡大学大学院情報学領域 教授	・検討会構成員 (個人情報の経済的価値・新サービス検討)
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク	・検討会構成員 (消費者関係)
一般社団法人	PHR普及推進協議会	・令和3年度事業 有識者会議
公益社団法人	日本医師会	・令和3年度事業 有識者会議
一般財団法人	医療情報システム開発センター	・令和3年度事業 有識者会議
オブザーバー : 経済産業省、厚生労働省、内閣府（健康医療戦略担当）、個人情報保護委員会事務局 日本IT団体連盟		

- 「要配慮個人情報WG（仮）」には、令和3年度予算事業「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」にて行った有識者会議のメンバーを中心に、個人情報保護やデータ連携に知見を有する方を選定予定。

(令和3年度予算事業「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」報告書より)

## 基本的な考え方

### 情報銀行の目的、要配慮個人情報扱うことの必要性・意義

#### 【情報銀行全体の目的】

- 実効的な**本人関与（コントロールビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進**する  
 (※情報銀行としてデータを取り扱う際には本人同意があることが前提。また、医療情報については情報銀行の介在有無に関わらず本人の関与があることが前提)

#### 【心身の状態に関する要配慮個人情報を取り扱うことの意義・必要性】

- 本人のコントロール権を確保し、本人が要配慮個人情報の価値とリスクを理解した上で要配慮個人情報を信託することで、**本人の状態（例：アレルギーの有無）に合わせた適正かつ安全なサービス**を受けられる環境の促進

#### 【心身の状態に関する要配慮個人情報を取り扱うことのメリット】

- 上記の環境の実現において、情報銀行は一定の基準を満たした事業者のみが認定されるため、数あるサービス提供事業者の中から、**一定の基準を満たした事業者・サービスを選択することが可能**であり、本人（情報を信託した者）の安心・安全に繋がる
- ライフログや健診等情報の流通という面では、PHRと一部機能が重複する点があるが、以下のような点で、情報銀行が介在することによるメリットがあると考えられる
  - **マイナポータルを介さない情報の安全な流通**や、マイナポータルを介して流通するデータとの統合が安全に可能
  - マイナポータルを介する情報であっても、**複数のPHR情報の統合や、PHR情報と他の情報の統合を情報銀行が支援**することが可能
  - 民間PHR事業者が安全性について十分なノウハウを有していない場合においても、**情報銀行側が一定の基準を満たしているため、安心・安全な流通を確保することが可能**

## (令和3年度予算事業「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」報告書より)

### 遵守すべきルール・要件

#### <要配慮個人情報を取り扱う場合の本人へのメリットの還元>

- ・要配慮個人情報を取り扱う場合の本人へのメリットの還元は、健康に資するメリット（健康増進サービスの提供等）を基本とし、経済的メリット（ポイント等）の場合においても健康メリットとのセットとすることを推奨する。

#### <要配慮個人情報を取り扱う場合の利用用途>

- ・要配慮個人情報を取り扱う場合の利用用途は、健康に資する本人への直接的なメリット、または行政目的や本人が居住する地域全体の健康増進等で間接的に本人にメリットが還元される利用を基本とし、当該間接的なメリットについてはユースケース検証を参考に対象とする用途を例示し、モデル約款に反映するとともに、申請書の内容に基づいて対象用途に合致するかを審査する。
- ・なお、上記以外に公益性が高いと考えられる2次利用（新しい医薬品・健康増進サービス等の開発等への活用）については、今後も継続的に検討する。

#### 【例示する対象用途（案） ※なお、原則として、対象項目はマイナポータルで提供される項目と同一とする】

- ・健康支援、子育て支援、介護予防等に関するサービス提供や情報提供
- ・アレルギー対応店舗に関する情報提供、メニュー提案
- ・災害時または防災・減災計画における活用

#### <要配慮個人情報で取り扱いを可能とする対象情報と項目>

- ・要配慮個人情報として取り扱いを可能とする対象情報は、健診等情報（法定健診項目(既往歴含む)、予防接種歴・レセプト情報）とし、具体的な情報項目は、健康保険組合等から入手又は本人が自らアプリに入力する場合であっても、原則として、マイナポータルで提供する情報項目と同一とする。

#### <要配慮個人情報を取り扱う場合の医療専門職等の関与>

- ・要配慮個人情報の取り扱う場合において、情報銀行の認定時や認定事業者が新たに取り扱いを開始する際に、医療専門職等の意見を求める。
- ・本人が要配慮個人情報を提供する際、かかりつけ医への相談を促すなど、医療専門職等の助言に基づく同意を推奨する。
- ・第三者提供時も、データ倫理審査会において医療専門職等の助言に基づいて提供項目等を審査することを条件とし、データ倫理審査会における利用目的等の審査基準を約款等に明記するとともに、データ倫理審査会の活動状況について情報銀行を認定する認定団体が監査することとする。

#### <要配慮個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき安全管理措置>

- ・事業者が講ずるべきセキュリティ対策や安全管理措置は、要配慮個人情報を取り扱うことから、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守とする。
- ・提供元及び提供先についても契約書において安全管理措置の確認を義務付ける。